

第211回（令和5年7月9日施行）

3級商業簿記

第1問

簿記上の取引の仕訳を通じて、記帳原則と勘定科目の使用についての基礎的な理解を問う問題です。

1. 事業用として、車両運搬具を購入した際の処理を問うています。納車費などの諸費用は車両運搬具の取得価額に算入します。
2. 保有している株式を売却した場合の仕訳を問うています。本問では、売却代金よりも簿価のほうが大きいため、売却代金と有価証券の帳簿価額との差額を有価証券売却損勘定（費用）で処理します。
3. 株式を発行して、株式会社を設立した場合の仕訳を問うています。1株あたり¥20,000で600株を発行していますので、普通預金に払い込まれた金額は¥12,000,000となり、払込金は原則として全額資本金勘定として扱います。
4. 商品を販売した際に消費税分を分離した場合（税抜方式）の仕訳を問うています。本問では「消費税を税抜方式で処理する」という指示にしたがい、消費税額¥420,000を仮受消費税勘定に計上します。そして、消費税額を控除した売上代金¥4,200,000を売上勘定に計上します。代金の受け取りは内金の充当である前受金勘定¥1,620,000と受取手形勘定¥3,000,000に分けて計上します。
5. 前期に生じた売掛金が回収不能、すなわち貸倒れとなった場合の仕訳を問うています。前期の売掛金が回収不能となった場合は、貸倒引当金勘定が設定されておれば、そちらを充当して処理します。また、貸倒引当金の残高が回収不能額を下回る場合は、貸倒損失勘定を用います。なお、当期に発生した貸倒れの処理と異なりますので注意しましょう。
6. 会社が従業員の代わりに支払いをする場合の仕訳を問うています。従業員が負担すべき保険料を立て替えて支払った場合、会社は従業員に対する債権（従業員から金銭を受け取る権利）を有することになります。その債権額を立替金勘定に計上します。
7. 当期純利益は損益勘定の貸方残高として計算されます。損益勘定の貸方残高である当期純利益は純資産の増加額ですから、株式会社では繰越利益剰余金勘定の貸方に振り替

えます。

第2問

本問は、資産、負債、純資産（資本）、総収益、総費用、そしてそれらと当期純利益との関係についての理解を問うています。なお、当期に損益取引以外の取引により生じた純資産（資本）の変動はなかったため、次の関係が成立します。

期首（期末）資産＝期首（期末）負債＋期首（期末）純資産（資本）

当期純利益＝総収益－総費用

期末純資産（資本）－期首純資産（資本）＝当期純利益

第3問

伝票制を採用した場合の元帳への転記が正しく行われるかを問うています。伝票制度は、企業の管理システムに応じて決められます。今回の出題の管理システムは、現金出納係がいて、企業業務を執行する担当係員（伝票の「係印」）が入金、出金の伝票を作成し、上席の承認（伝票の「承認印」）を受けた上で、現金出納係（伝票の「会計印」）が実際に入出金の処理をする体制を予定しています。現金収支以外の取引は、振替伝票を管理する部局で処理されます。なお、元帳に転記するのは、伝票に表記された「主帳」係の仕事です。

第4問

本問は、先入先出法を用いた場合の棚卸資産の払出数量の管理、払出単価の決定、そして利益計算に関する理解を問うています。

商品有高帳を作成・利用する第一の目的は在庫管理です。在庫不足が生じないようにすることが第一義的に必要ですから、数量の記入について特に間違わないようにしなければなりません。商品有高帳を作成・利用するもう一つの目的は、利益管理目的です。個々の商品が利益を生み出しているかどうかをチェックすることが必要であり、売上原価を適切に計算するために仕入単価の管理が重要になります。

第5問

本問は、精算表の作成を通じて、主として決算整理の理解を問うています。決算時に行われる決算整理事項は、精算表上は修正記入欄に記入します。以下、具体的な決算整理の内容

を示します。

1. 商品売買取引は、勘定科目から明らかなように三分法により処理されています。そこで、決算整理では、商品の期首棚卸高（残高試算表欄の繰越商品勘定の金額）を仕入勘定に振り替える（仕入勘定の借方と繰越商品勘定の貸方に記入する）とともに、期末棚卸高を繰越商品勘定に振り替えます（繰越商品勘定の借方と仕入勘定の貸方に記入します）。この2つの振り替えにより、残高試算表欄と修正記入欄の金額を合わせた仕入勘定の残高（貸借差額）は、売上原価を示すことになります。
2. 貸倒れの見積もりについては、売掛金の残高に5.0%を乗じた金額が、決算整理後の貸倒引当金の金額となるようにします。この問題では差額補充法による処理が求められているため、残高試算表の貸倒引当金の金額と決算整理後の金額との差額を貸倒引当金繰入勘定（費用）で処理します。
3. 備品の減価償却については、取得原価から残存価額（本問ではゼロ）を控除した金額を耐用年数（本問では5年）で除した金額が1年分の減価償却費の金額です。また、直接法による処理が要求されていますので、減価償却費の金額だけ、備品勘定（資産）を直接的に減少させるように、備品勘定の整理記入欄の貸方に記入します。
4. 消耗品については、実際に使用（消費）した分を当期の費用として処理し、未使用分は次期以降に使用されますので、当期の費用とせず資産として次期に繰り越します。すなわち、消耗品の未使用分を消耗品費勘定（費用）から消耗品勘定（資産）に振り替えます。
5. 精算表の残高試算表欄の支払家賃（借方）は、当期に支払った金額で記録されていますので、当期だけではなく次期に計上されるべき支払家賃も含まれています。当期の損益計算を適正に行うためには、支払家賃勘定（費用）の金額に含まれている次期の支払家賃すなわち前払分は控除されなければなりません。
6. 精算表の残高試算表欄の給料（借方）は、当期に既に支払った金額しか記録されていないので、当期に計上されるべき給料の一部（未払分）が含まれていません。当期の損益計算を適正に行うためには、給料勘定（費用）の金額に当期に計上されるべき給料の未払分を追加する必要があります。